「公園地下水等ポンプ点検業務(六兵ヱ池)」仕様書

(担当:昌子、山口 ℡075-591-0013)

1 件名

公園地下水等ポンプ点検業務(六兵ヱ池公園)

2 目的

公園内に設置場所されている地下水等ポンプ施設がその機能を十分に発揮できるよう点検を行うものである。

3 履行期間

令和８年12月25日まで

4 履行場所

京都市山科区西野八幡町地内(六兵ヱ池公園)

5 業務範囲

六兵ヱ池公園　京都市山科区西野八幡町
井戸ポンプ1基
※【別紙】箇所図の赤枠部分とする。

6 業務内容

(1)下記の項目について、ポンプ施設の点検を履行期間中に1回行うこと。

ポンプ点検項目

	項　目	方　法	判定基準
1	電　圧	制御盤の電圧計またはテスターで測定	・定格電圧の±５％以内 ・相間の電圧アンバランスがないこと
2	電　流	制御盤の電流計またはクランプメータで測定	・モータ定格電流値以下
3	絶縁抵抗	絶縁抵抗計で測定	・１ＭΩ以上
4	異常音の有無	聴音による確認	・運転音が連続的でスムーズであること ・キャビ音等がないこと
5	振動	触　手	・新品時に比べ振動がないこと
6	地上部外観	目　視	・損傷（割れ等）がないこと ・弁類他付属機器の機能に問題がないこと
7	圧力計または連成計	目　視	・狂い、損傷がないこと
8	制御盤	目　視	・ビス類のゆるみ マグネットスイッチの接点磨耗、各リレーの機能、計器の狂い、損傷がないこと
9	その他	目視	必要に応じ清掃すること

(2)薬注ポンプの点検
(3)薬注タンク、注入ポンプの外観チェック
(4)ポンプ施設、ろ過設備、受電設備、機器類に異常あるいは破損を発見した時は、速やかに直ちに次に掲げる事項を報告すること。
① 当該施設の名称
② 異常または破損の原因
③ 異常または破損状況の写真
(5)設備の停止による点検後は復帰作業を行い、必ず施設の異常がないかを確認すること。
(6)点検完了後に完了届及び報告書を提出すること。
報告書は、点検項目を整理した点検表及び点検時の状況がわかる写真とする。

7 支払条件

業務完了後、業務範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

○ 業務に要する材料費、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
○ 監督職員と作業工程、作業の周知等について協議した後、作業着手すること。
○ 作業に際しては、公園利用者等に十分配慮し、問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
○ 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
○ 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
○ 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
○ 本仕様書に掲げる作業以外に作業が生じた場合は別途協議する。

【別紙】
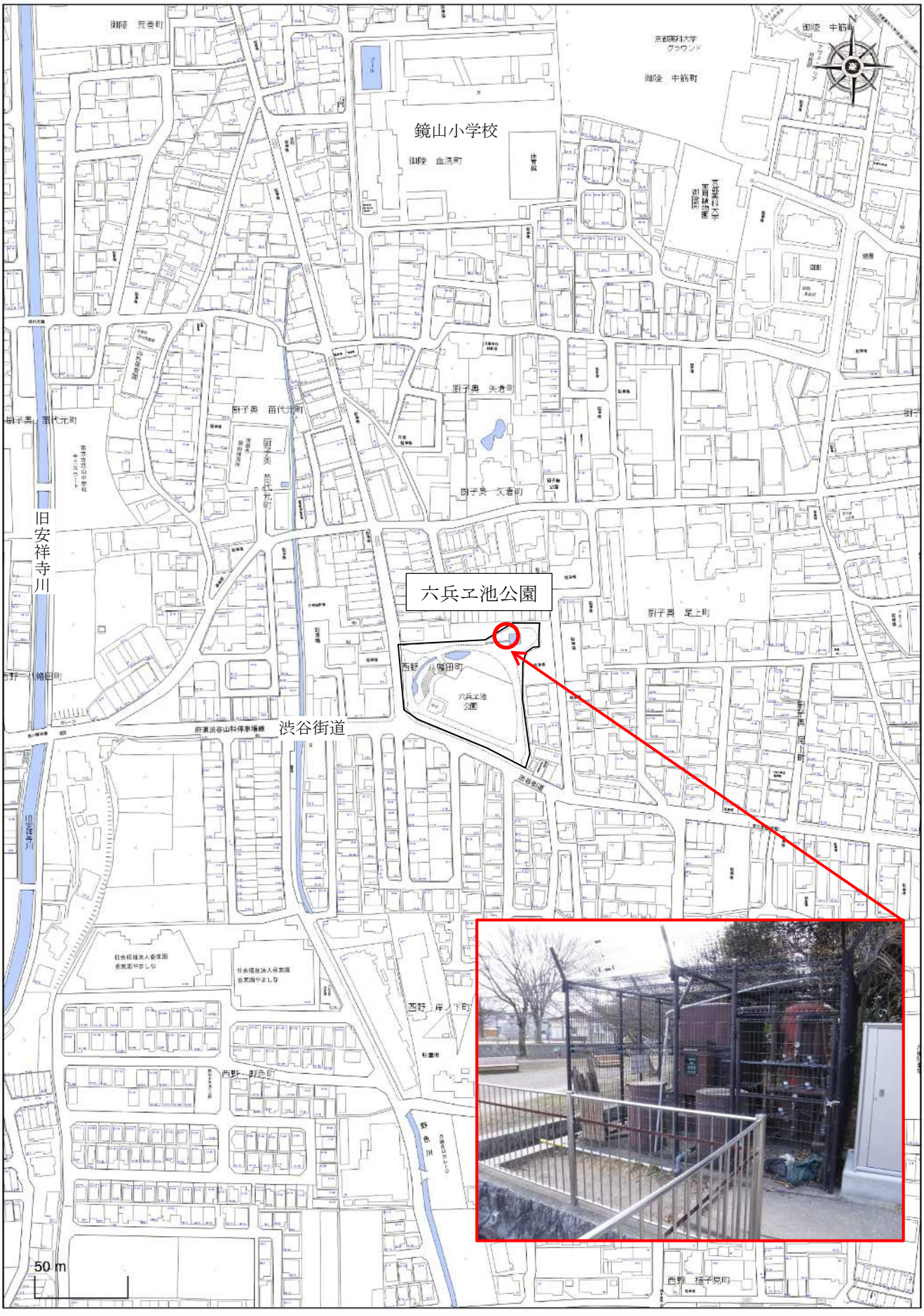
【箇所図】
六兵ヱ池公園